

『市立児童館・学童保育所のアウトソーシング実施計画(案)』説明会における意見とそれに対する説明

1.市民説明会

	ご意見	説明およびその後の検討結果	計画へ反映
1	指定管理になった後の姿が不明確。公設公営と指定管理の違いを明確にするべき。	指定管理に移行しても、児童館・学童保育所の役割等に変更はありません。実施計画にお示ししたとおり、市直営の施設は基幹の施設として位置づけ、指定管理者による施設とともに、互いに連携を取りあい、サービスの拡大、平準化を図ります。	●
2	中学生障害児、目標を4施設にすることを明確にするべき。	計画内容は4施設となっていますが、計画内の表現を再検討し、実施目標施設数を4として追記します。	●
3	直営の施設と指定管理者の中身の表現を分けるべき。混在。	本計画は、全施設、市独自のガイドラインに基づく運営を行っていくこと、直営施設の役割を明確にしています。	
4	ガイドライン中、p10開設時間を、H26年度全施設実施のおり、記載修正をするべき。	ガイドラインについては、すでに所定の手続きを経て、策定されているものです。現在この内容を修正することはできませんが、この計画が実施され、26年度に全部の施設で時間延長がなされた時に、ガイドラインの表記については、再度検討していくことを検討します。このたびについては、本ガイドラインで実施させていただきます。	
5	研修への参加が可能となるよう、それを担保する表記をするべき。研修内容、成長・発達に関わるものに表記をするべき。	研修内容等については、本計画に詳細を記載すべきものではないと判断いたしますが、ご意見の趣旨を反映した表現に修正します。	●
6	学童保育所単独施設の視点が入るよう、単独の直営施設を設けるべき。	配置する職員には、児童館や、学童保育所の経験で培った双方の視点があることが、基幹的施設に求められることと判断しております。そのため、基幹施設は、併設施設とし、経験豊富な職員配置をしていく考えです。	
7	直営施設と指定管理者の連携とは何か、支援とは何か明確にするべき。	6ページからの、直営施設の果たすべき役割に示しております。ご確認ください。	
8	児童館・学童保育所別々の根拠法令なので、運営一体化は難しい。一体化のメリット・デメリットを示すべき。	本市において、児童館と学童保育所は、市の組織としても、係を統合して、運営してきました。都も児童館内学童保育所設置を誘致しております。児童福祉法内の条文根拠は違いますが、児童の成長に関わり、連携をとっての運営効果を発揮すべきものと考えられます。実際の運営もそのようになされ、併設館として指定管理に移行している施設についても円滑に運営されています。	
9	トラブル対応など、市も関与して解決しているとなると、民が多くなったとき、市のサポート数が増えるのではないのか？想定するべき。	一義的には、まず指定管理者が、トラブル対応を行い、市へ報告します。必要によって、市がともに対応することになります。今後の対応も、現対応も変化ありません。サポート数が増えることにはならないと考えます。	
10	基幹とした理由とは何か、基幹の役割を明確に表記するべき。	計画内、6ページに示しました。ご確認ください。	
11	放課後プランについては、内容不明確。現段階では、削除するべき。	再検討し、誤解のない表現に修正します。	●
12	5年の指定期間終了後、評価の高い事業者については、3年間程度継続できるようなシステム構築をするべき。	事業者実績については、応募の際に記載事項として内容に含まれます。継続契約などの今後のシステム化については、意見提起していきます。	
13	説明会の手順が狂っている。パブコメの意見・議会の意見等反映後の案について、再度パブリックコメントを実施するべき。	パブリックコメントは、実施済みとなっております。今後、必要によって、丁寧な説明を行っていきます。	
14	不安払拭のため、指定管理運営のデメリットとリスクの書き出しをし、リスク対応を想定するべき。	デメリットとならないよう、ガイドラインに定めた内容を基本とし、仕様書を作成し、事業者の選定を行い協定を結んで実施しています。リスクについても協定書に基づく契約行為の中で、安定的な事業運営ができるように対応しています。また、それらが確実に実施できるよう年単位での報告や評価を行っていきます。	
15	公設公営の形で3人体制を取るべき。	H26年度以降は、原則、市直営施設での体制強化を図る想定です。	
16	直営施設での保育時間延長を早く実施するようになるべき。直営で可能ならば、指定管理者にする必要ない。	H26年度を目途にしております。何らかの手法で、早めに対応できるかどうか、検討継続します。現、直営施設での体制では、延長が不可であることをご理解ください。	
17	全国レベルで、指定管理者のあり方が問われている。何故、今、指定管理者なのか不明確。	本計画の目的にも示したとおり、サービスの拡大を目的とした市全体の方向です。ご理解ください。	
18	基幹施設、本多といわずの理由が不明確である。意図を示せ。	地域的な立地とともに、児童館・学童保育所の双方について取りまとめ、課題抽出し、対応検討が可能であることや、市の中での位置的な部分などより、両施設となりました。計画内表現について、ご理解ください。	
19	p4『指定管理導入時に、『←『』を削除するべき。＜確認が導入時のみに理解される。＞	誤解のないよう、『』を削除し、研修についての確認作業が導入時のみではないという表現に修正します。	●
20	P4『一体的な対応をいいます。』←『一体的な対応を行います。』と修正するべき。	本件は、間違い文章です。訂正します。申し訳ございませんでした。	●
21	p6連携図：直営施設が分かりづらい。市運営を示すべき。 ①直営施設の果たすべき役割←直営施設の役割(公設公営)と表記するべき。	誤解のないよう、直営施設とは何かを分かりやすく修正します。	●